

小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等 の一部改正について意見を募集します

このたび、小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について、小田原市学区審議会の協議結果を受け、小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱及び小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱の改正の素案がまとまりましたので、これに対する市民の皆さんからの意見を募集いたします。

1 意見提出方法

(1) 市ホームページによる提出

次の手順により投稿してください。

市ホームページのトップページ「小田原で暮らす」の「行政経営」のバナー

⇒「市政への参加・市民意見募集」の「パブリックコメント（市民意見）の募集・結果の公表・実施状況」

⇒「パブリックコメントの募集・結果の公表等」

⇒「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部改正」内の意見投稿フォーム

(2) 意見記入用紙（別紙様式）による提出

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

ア 郵送する場合

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市教育指導課学事・教職員係あて

イ ファクスを利用する場合

FAX番号：0465-32-7855 小田原市教育指導課学事・教職員係あて

ウ 直接持参する場合

小田原市役所5階教育指導課 ※午前8時45分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く。）

2 意見提出期間

令和7年10月15日（水）から令和7年11月13日（木）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

3 留意事項

- 提出いただいた意見は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、それに対する市の考え方とともに後日公表します。
- 意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はしませんので、ご了承願います。

4 問い合わせ先

小田原市教育指導課学事・教職員係

電話：0465-33-1683 FAX：0465-32-7855